

こせき せいと びんじょう さぎ ちゅうい 戸籍フリガナ制度に便乗した詐欺にご注意！

2025年5月以降、本籍地の市町村から戸籍に記載
される予定の氏名のフリガナ通知書が届きます。
フリガナの通知制度にあたり、以下のような特殊
詐欺が懸念されています。詐欺に遭わないために
十分注意しましょう！



Point

- * フリガナの届出に手数料はかかりません
- * 届出をしなくても罰則はありません
- * 法務省や市区町村の職員が金銭を要求することは
ありません
- * 正しいフリガナの場合は、届出をする必要はありません

けいさつかん くに しょうちょう やくしよしょくいん ぎんこういん でんわ
警察官や国の省庁、役所職員、銀行員などをかたった電話が
多くあります。ちょっとおかしいなと感じたときはすぐ相談！！

しょうひしゃ
消費者ホットライン 188(いやや)

けいさつそうだんせんようでんわ
警察相談専用電話 #9110

とくしゅ さぎ ひが いぼうしせんようでんわ
特殊詐欺被害防止専用電話 0120-508-878

橋本市消費生活センター

☎:0736-33-1227/FAX:33-1200

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所 1階 窓口⑤

閉庁時は消費者ホットライン188(いやや!)へお電話ください



はしぼう